

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

☎市 福祉政策課内 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口 ☎53-5127 📠53-5128
 📠内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
 ☎0120-526-145(受付時間 9時～20時)

住民税均等割非課税世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。なお、給付金を受給するためには手続きが必要です。



給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**(世帯主の口座へ振り込み)

給付金の申請案内

- ①住民税非課税世帯 ➡ 2月中に案内を送付
- ②家計急変世帯 ➡ 随時受付 ※個別案内は行いません

給付対象世帯と 支給手続き

- ①、②いずれかに当てはまる世帯(重複しての受給はできません)
 - ・住民税課税者の扶養親族等のみの世帯は対象外
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります

①住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

または

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯

支給要件を満たすと思われる世帯には、米原市※1から案内が届きますので、**給付を希望する人は、**

3カ月以内に書類を返送してください

※1 令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から送付されます

お住まいの市区町村※2に申請が必要です。

※2 申請時点で住民登録のある市区町村

申請書類

福祉政策課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターで配布のほか、市公式ウェブサイトに掲載

**申請期限
9月30日(金)**

ご注意ください

- ・本給付金は、上記以外にも要件があります。詳しくは福祉政策課または、内閣府が設置する臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください
- ・世帯の中に令和3年1月2日以降の転入者や、未申告者等の課税情報がない者がいる場合、案内の送付が遅れる場合や、案内ができない場合があります。



「住民税非課税相当」とは…

世帯員全員のそれぞれの年収見込み額(任意の1カ月の収入×12カ月)が非課税相当収入限度額以下であること

非課税相当収入限度額【例】

扶養親族の状況	給与収入の場合
単身または扶養親族がいない	93万円
配偶者または子など、計1人を扶養している	137.8万円
配偶者と子1人など、計2人を扶養している	168.3999万円

*上記以外の個別の状況は税務課(☎53-5115)へお問い合わせください

新型コロナウイルス感染症支援策をご活用ください

生活困窮者自立支援金

問 市 福祉政策課 ☎53-5120 FAX 53-5119

申請期限
3月31日(木)

新型コロナウイルス感染症による影響で生活に困窮する世帯に対し、自立支援金を支給します。対象となる人へは個別に案内を通知しますが、支給を受けるには、支給要件※があります。

※収入や資産(預貯金額等)が基準額以下であること、求職活動を行う等

対象

社会福祉協議会が実施する貸し付けを受けた人

支給期間

原則3カ月 ※再支給される場合もあります

支給額

単身世帯 6万円/月 2人世帯 8万円/月
3人以上世帯 10万円/月

申請方法

申請書類を郵送(3月31日消印有効)または、持参にて福祉政策課まで提出。

*申請書類を審査し、結果を通知します。

詳しくはこちら▶



クラスター(感染者集団)対策支援金

問 市 農林商工課 ☎53-5146 FAX 53-5139

申請期限
3月31日(木)

新型コロナウイルス感染症によりクラスター(感染者集団)が発生した市内施設の運営継続を支援します。

主な対象要件

- ① 県が認定した市内でのクラスター(感染者集団)発生施設の運営事業者の人
- ② 市内に事務所または事業所を有する事業者の人
- ③ 従業員(雇用保険被保険者)の人数が20人以下の事業者の人(本店や支店等を含めた全ての従業員の人数)
- ④ 飲食業の場合は滋賀県安心・安全店舗認証制度を取得(取得見込みを含む)している人 等

申請方法

交付要件や申請書等詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

支給額

クラスター(感染者集団)発生施設の延床面積に応じて
3万円~30万円(上限)まで

詳しくはこちら▶



学校休業等対応緊急応援金

問 市 子育て支援課 ☎53-5131 FAX 53-5128

申請期限
4月11日(月)

小学校等の臨時休校等に伴い、家庭で保育を行うために無給の休暇取得等を余儀なくされた保護者への応援金です。

対象

市内在住で、以下の全てに該当する保護者等
※1世帯につき1人のみ

- ① 12歳未満の子どもを持つ保護者(令和3年4月1日現在)
- ② 労働者または個人事業主(フリーランス含む)
- ③ 休暇取得中の給与等の補填に当たる公的な給付金を受給しない人

対象となる休暇等の取得期間

令和4年1月1日~3月31日

申請方法

申請書類を郵送(4月11日必着)または、持参にて子育て支援課まで提出。

支給額

7,500円(労働時間4時間以下3,750円)
※取得した休暇1日当たりの金額

詳しくはこちら▶



ご利用ください！休日の市役所窓口

☎市 市民保険課 ☎窓口担当：53-5113/保険担当：53-5114 ☎53-5118
市 税務課 ☎53-5115 ☎53-5118/市 収納対策課 ☎53-5116 ☎53-5118

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税等の納付や納税相談も同時に行っています。以下の休日窓口をご利用ください。

実施日 (受付時間8時30分～12時)	場所
3月27日(日)	本庁舎、山東支所
4月3日(日)	

業務内容

*下記以外の業務は事前に担当課へお問い合わせください

- 住民異動届(転出、転入、転居等)、印鑑登録申請の受付
※転入届を行う際は事前に、前住所の自治体で転出届を行ってください。(マイナンバーカードや住基カードをお持ちの人は転入届の際、必ず持参ください)
- 住民票、印鑑、戸籍、税に関する証明書(一部除く)の発行
※住民票の広域交付はできません
- マイナンバーカードの申請、交付、更新
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、国民年金に関する手続き
- 米原市ナンバーの廃車
- 納付書の再発行、税金等の納付
※上下水道料金は除く
- 納税相談(本庁舎のみ) 等



転勤、就職、進学等で住所が変わる人へ 住所変更の届け出は14日以内に市役所へ！

●転出届

米原市から他の市区町村へ引っ越しする人



●転入届

他の市区町村から米原市へ引っ越しした人



●転居届

米原市内で住所を移転した人



*手続きに必要なものは市公式ウェブサイトに掲載していません。不明な点は、市民保険課へお問い合わせください。

バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

☎市 税務課 ☎53-5115 ☎53-5118

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン、フォークリフト等)、四輪の軽自動車等を所有している人に課税されます。

次のような場合、**3月中に名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税(種別割)がかかります**ので、必ず手続きをしてください。

- ・他人へ譲った
- ・故障などで破棄した
- ・盗難に遭った 等

※亡くなった人が所有していた車両がある場合は、現在の所有者へ名義変更の手続きが必要です。

※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)がない場合は、登録は不要です。

※公道を走行しない場合もナンバー登録は必要です。

転入や転出する人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

●米原市ナンバーの車両

市役所で登録・廃車の手続きをしてください。

●滋賀ナンバーの車両

軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きをしてください。

申請窓口

車両によって窓口が違います。必要書類等は、それぞれお問い合わせください。

◆原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市・旧町ナンバーの車両)

▶税務課(☎53-5115)または山東支所、各市民自治センターへ

◆軽自動車(軽三・四輪)

▶軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ

ウェブサイトは
こちらから▶



◆125ccを超える二輪車

▶滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ



就職や退職等をしたら、14日以内に国民健康保険の届け出をしましょう

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

社会保険の人が退職などにより国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険の人が就職などにより脱退する場合は、14日以内に市への届け出が必要です。どの健康保険にも加入しない無保険期間や、二重加入の期間をつくらないため、速やかに加入・脱退の届け出をしてください。

手続き先 市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

加入(退職した時など)

届け出に必要なもの

- ・ 社会保険を脱退したことが分かるもの
(退職証明書、資格喪失証明書など)
- ・ 来庁者の本人確認書類

届け出が遅れると…

加入月までさかのぼって国民健康保険税が課税されるため、1回当たりの支払額が高額になる場合があります。

また、届け出までの期間にかかった医療費は全額自己負担となります。

脱退(就職した時など)

届け出に必要なもの

- ・ 社会保険等の被保険者証
- ・ 国民健康保険証

届け出が遅れると…

脱退の届け出があるまで、国民健康保険税が課税され続けます。

また、社会保険加入後に国民健康保険証で医療機関を受診した場合、医療費の一部は市へ返還していただけます。

本人通知制度への事前登録をお願いします

☎ 市 市民保険課 ☎53-5113 FAX 53-5118

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止に役立ちます。

登録できる人

市に住民登録している人、本籍がある人(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状等も必要です。

受付場所

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター



障がい者への差別をなくすために

☎ 市 社会福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119

障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちを目指すために、障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取り扱い」とは…

- ・ 車椅子や、盲導犬と一緒にという理由で入店を断った等

「合理的配慮の提供」とは…

- ・ 聴覚障がいのある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応した等



面前DV・児童虐待から子どもを守るために

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5130 FAX 53-5128

子どもの目の前でDVが行われる面前DVも、子どもへの虐待(心理的虐待)に当たります。また、暴力は、受けた側の心身だけでなく、暴力をした側の心にも影響を及ぼします。一人で悩まずに、まずは相談してください。

DV防止法により、加害者から逃げたり、子どもと新しい生活を始めるための支援を受けることができます。危険を感じたら、すぐに警察や配偶者暴力相談支援センターに相談してください。



DV相談窓口

- ・ DV相談ナビ #8008 (最寄りの相談窓口へ自動転送)
- ・ 彦根子ども家庭相談センター ☎0749-24-3741 (配偶者暴力相談支援センター)

緊急の場合は、警察(110番)へ連絡してください